

特例教科目テキストシリーズ『保健と食と栄養 第2版』 追補

株式会社みらい

令和3年12月24日、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令」（昭和45年政令第304号）の一部改正により、本書の内容に訂正が生じたので、以下の通り追補いたします。

該当箇所	訂正前	訂正後
10 頁 表1-1	【一酸化炭素の含有率】10ppm*（厚生労働省令で定める特別の事情がある建築物にあっては厚生労働省令で定める数値）以下	【一酸化炭素の含有率】 <u>6ppm*</u> 以下
	【温度】1 17℃以上 28℃以下	【温度】1 <u>18℃</u> 以上 28℃以下

令和5年4月28日、「学校保健安全法施行規則」（昭和33年文部省令第18号）の一部改正により、本書の内容に訂正が生じたので、以下の通り追補いたします。

該当箇所	
25 頁 表1-4	第二種感染症「咽頭結膜熱」と「結核および髄膜炎菌性髄膜炎」の間に、新規項目を追加します

訂正後

	感染症の種類	出席停止期間の基準	
第二種	咽頭結膜熱	(省略)	
	<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る）</u>	<u>発症後5日経過し、かつ、症状が軽快した後1日間</u>	ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない
	結核および髄膜炎菌性髄膜炎	(省略)	

令和6年10月公表の「日本人の食事摂取基準（2025年版）」により、本書の内容に訂正が生じたので、以下の通り追補いたします。

該当箇所	訂正前	訂正後
47 頁 下から12行目	「日本人の食事摂取基準（2020年版）」（以下、「食事摂取基準」ともいう）*15では、	「日本人の食事摂取基準（ <u>2025年版</u> ）」（以下、「食事摂取基準」ともいう）*15では、

56 頁 上から 6 行目	食物繊維には、排便の促進やコレステロールの低下などの作用があるので、「日本人の食事摂取基準（2020 年版）」には、6～7 歳児は 1 日に 10 g 以上、10～11 歳児は 18～19 g 以上摂取するように定められている。	食物繊維には、排便の促進やコレステロールの低下などの作用があるので、「日本人の食事摂取基準（ <u>2025 年版</u> ）」では、 <u>3 歳以上で目標量（下限）が設定されている。たとえば、3～5 歳児は 8 g 以上、18 歳以上男性は 20 g 以上、女性は 18 g 以上となっている。</u>
57 頁 上から 5 行目	「日本人の食事摂取基準（2020 年版）」とは 「日本人の食事摂取基準（2020 年版）」（以下、「食事摂取基準」ともいう）は、	「日本人の食事摂取基準（ <u>2025 年版</u> ）」とは 「日本人の食事摂取基準（ <u>2025 年版</u> ）」（以下、「食事摂取基準」ともいう）は、
57 頁 上から 9 行目	2020 年版の改定では、栄養に関連した身体・代謝機能の低下を回避する観点から、健康の保持・増進、生活習慣病の発症予防と重症化予防に加え、高齢者の低栄養予防やフレイル予防*21 を図ることが基本方針として掲げられている。	<u>2025 年版では、これまでの生活習慣病予防・重症化予防に加え、健康日本 21（第三次）の方針をふまえ、生活機能の維持・向上の観点から新たに骨粗しょう症が追加された。</u>
58 頁 上から 7 行目	2020 年の改定にあたり、高血圧予防の観点からナトリウム（食塩相当量）の目標量は、2015 年版より男女とも値を低めに変更された。18 歳以上男性は 1 日 7.5 g 未満に、18 歳以上女性は 1 日 6.5 g 未満となった。	<u>2025 年の改定では、高血圧や慢性腎臓病の重症化予防の観点から、ナトリウム（食塩相当量）の目標量は 2020 年版と同様に設定された。18 歳以上男性は 1 日 7.5g 未満、18 歳以上女性は 1 日 6.5g 未満とし、重症化予防のため 6 g 未満が推奨されている。</u>
69 頁 「(1) 乳児期の発育」上から 3 行目	「日本人の食事摂取基準（2020 年版）」*1 における参照体位の月齢区分は、	「日本人の食事摂取基準（ <u>2025 年版</u> ）」*1 における参照体位の月齢区分は、

令和 6 年 3 月 28 日、「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号消費者庁次長通知）の一部改正により、本書の内容に訂正が生じたので、以下の通り追補いたします。

該当箇所	訂正前	訂正後
136 頁 5 行目	「アレルギー」として表 5－6 の特定原材料 7 品目とそれに準ずる 20 品目が表示対象となったが*13、2019（令和元）年 9 月には「特定原材料に準ずるもの」にアーモンドが追加され 21 品目となった。	「アレルギー」として <u>特定原材料と特定原材料に準ずるものが表示対象となっている</u> *13。 <u>2025（令和 7）年 4 月現在、表 5－6 のとおり、特定原材料は 8 品目、特定原材料に準ずるものは 20 品目となっている。</u>
136 頁 表 5－6	下表のとおり差し替えます	

訂正前	<table border="1"> <tr> <td>特定原材料 7 品目 (表示義務)</td> <td>卵、乳、小麦、えび、かに ※症例数が多いもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>そば、落花生 (ピーナッツ) ※症例が重篤で生命にかかわるため、特に留意が必要なもの</td> </tr> </table>	特定原材料 7 品目 (表示義務)	卵、乳、小麦、えび、かに ※症例数が多いもの		そば、落花生 (ピーナッツ) ※症例が重篤で生命にかかわるため、特に留意が必要なもの
	特定原材料 7 品目 (表示義務)	卵、乳、小麦、えび、かに ※症例数が多いもの			
	そば、落花生 (ピーナッツ) ※症例が重篤で生命にかかわるため、特に留意が必要なもの				
	<table border="1"> <tr> <td>特定原材料に準ずるもの 21 品目 (表示推奨)</td> <td>アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、ゼラチン、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご ※特定原材料に比べると症例数が少なく、省令に定めるには科学的な知見が十分でなく今後の調査を必要とするもの</td> </tr> </table>	特定原材料に準ずるもの 21 品目 (表示推奨)	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、ゼラチン、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご ※特定原材料に比べると症例数が少なく、省令に定めるには科学的な知見が十分でなく今後の調査を必要とするもの		
特定原材料に準ずるもの 21 品目 (表示推奨)	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、ゼラチン、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご ※特定原材料に比べると症例数が少なく、省令に定めるには科学的な知見が十分でなく今後の調査を必要とするもの				

訂正後	<table border="1"> <tr> <th>根拠規定</th> <th>特定原材料等の名称</th> <th>理由</th> <th>表示の義務</th> </tr> <tr> <td>食品表示基準 (特定原材料)</td> <td>えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生</td> <td>特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いもの。</td> <td>義務</td> </tr> <tr> <td>消費者庁次長通知 (特定原材料に準ずるもの)</td> <td>アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン</td> <td>症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べると少ないもの。 特定原材料とするか否かについては、今後、引き続き調査を行うことが必要。</td> <td>推奨 (任意)</td> </tr> </table>	根拠規定	特定原材料等の名称	理由	表示の義務	食品表示基準 (特定原材料)	えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生	特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いもの。	義務	消費者庁次長通知 (特定原材料に準ずるもの)	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン	症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べると少ないもの。 特定原材料とするか否かについては、今後、引き続き調査を行うことが必要。	推奨 (任意)
	根拠規定	特定原材料等の名称	理由	表示の義務									
	食品表示基準 (特定原材料)	えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生	特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いもの。	義務									
消費者庁次長通知 (特定原材料に準ずるもの)	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン	症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べると少ないもの。 特定原材料とするか否かについては、今後、引き続き調査を行うことが必要。	推奨 (任意)										

令和 4 年 6 月に改正された児童福祉法に基づき、令和 6 年から「こども家庭センター」が設置されたことにより、本書の内容に訂正が生じたので、以下の通り追補いたします。

該当箇所	訂正前	訂正後
161 頁 下から 1 行目	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するワンストップ拠点「子育て世代包括支援センター*6」を整備するとともに、	全ての妊産婦、子育て家庭、子どもを対象に、 <u>切れ目のない相談・支援を行う機関「こども家庭センター*6」を整備するとともに、</u>
162 頁 * 6	* 6 子育て世代包括支援センター 2016 (平成 28) 年の母子保健法改正の際に法定化され (中略) 包括的な支援を行うことを目的としている。	* 6 <u>こども家庭センター</u> 2022 (令和 4) 年の児童福祉法等の改正により、これまでの「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の見直しが行われ、 <u>機能等は維持した上で、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行うとともに、新たに、要支援者へのサポートプランの作成、民間団体と連携しながら支援体制を強化するための地域資源の開拓などを担う機能を有する機関として新設された。市区町村が設置に努めなければならない。</u>